

報告第 2 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 20 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 30 日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市市営住宅設置及び管理条例（平成９年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第８号イ中「第１０条第１項」の次に「又は第１０条の２」を、「第２８条の２において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。